

■別紙 実務経験の対象となる施設・事業・職種について

次の実務経験の対象となる施設・事業・職種は、【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条】【精神保健福祉法施行規則第2条第15号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号）】【指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号）（以下、通知）】により定められています。これに示す施設・事業・職種以外の経験は、実務経験の対象となりません（個別認定を除く）。

また、【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精発 0520001号）別添】に、以下のとおり定められています。

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

①精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

②精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労場の選択等について、積極的な提案、誘導

③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤援助を行なうための関係者との連絡、調整等

ケースカンファレンス等の会議への出席/ケース記録等の関係書類の整理/職員間の申し送り、連絡、調整/関係機関との連絡、調整
なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

（注意）児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

実務経験の対象となる施設・事業・職種

※出願様式「実務経験（見込）申告書」、「実務経験（見込）証明書」へは、以下表中に記載の名称にて記入してください。表に無い名称のものや省略した名称での記載は認められませんのでご注意ください。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	1001
	医療ソーシャルワーカー	1002
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	1003
	社会福祉士	1004
	精神科ソーシャルワーカー	1005
	心理判定員	1006

児童福祉法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種	職種コード
障害児通所支援事業を行なう施設（児童デイサービスであった期間を含む）	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	1101
	放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	1102
	居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	1103
	保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	1104
乳児院		個別対応職員	1105
		家庭支援専門相談員	1106
		児童指導員	1107
		保育士	1108
		里親支援専門相談員	1109
児童養護施設		児童指導員	1110
		保育士	1111
		個別対応職員	1112
		家庭支援専門相談員	1113
		心理療法担当職員	1114
		職業指導員	1115
		自立支援担当職員	1116
		里親支援専門相談員	1117
福祉型障害児入所施設（知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む）		児童指導員	1118
		保育士	1119
		児童発達支援管理責任者	1120
		心理担当職員	1121
		職業指導員	1122
児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設）		心理療法担当職員	1123
		児童指導員	1124
		保育士	1125
		個別対応職員	1126
		家庭支援専門相談員	1127
児童相談所		児童福祉司	1128
		児童心理司	1129
		受付相談員	1130
		相談員	1131
		電話相談員	1132
		児童指導員	1133
		保育士	1134
母子生活支援施設		母子支援員	1135
		少年を指導する職員	1136
		心理療法担当職員	1137
		自立支援担当職員	1138
		個別対応職員	1139
障害児相談支援事業を行なう施設		相談支援専門員	1140
		相談支援員	1141

児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1142
	児童生活支援員	1143
	個別対応職員	1144
	家庭支援専門相談員	1145
	心理療法担当職員	1146
	職業指導員	1147
	自立支援担当職員	1148
児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員	1149
児童自立生活援助事業を行なう施設	相談援助業務を行なう指導員	1150
	自立支援担当職員	1151
	個別対応職員	1152
里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	1153
	里親等支援員	1154
	里親研修等担当者	1155
	養親等相談支援員	1156
	自立支援担当職員	1157
	家庭支援専門相談員	1158
社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	支援コーディネーター	1159
	生活相談支援員	1160
	就労相談支援員	1161
妊産婦等生活援助事業を行なう施設	支援コーディネーター	1162
	母子支援員	1163

地域保健法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
保健所	精神保健福祉相談員	1201
	社会福祉士	1202
	精神科ソーシャルワーカー	1203
	心理判定員	1204
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	1205
	社会福祉士	1206
	精神科ソーシャルワーカー	1207
	心理判定員	1208

医療法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
病院（精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー	1301
	医療ソーシャルワーカー	1302
診療所（精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	精神科ソーシャルワーカー	1303
	医療ソーシャルワーカー	1304

生活保護法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
救護施設	生活指導員	1401
更生施設	生活指導員	1402
被保護者就労支援事業を行なう事業所	就労支援員	1403
被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	就労支援員	1404
	被保護者就労準備支援担当者	1405
	相談支援に従事する者	1406
就労支援事業を行なう事業所[自立支援プログラム策定実施 推進事業実施要領に規定する事業]	就労支援員	1407
日常生活支援住居施設	生活支援員	1408
	生活支援提供責任者	1409

地方自治体

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	1501
	社会福祉士	1502
	精神科ソーシャルワーカー	1503
	心理判定員	1504
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	1505
	社会福祉士	1506
	精神科ソーシャルワーカー	1507
	心理判定員	1508
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	1509
	社会福祉士	1510
	精神科ソーシャルワーカー	1511
	心理判定員	1512

生活困窮者自立支援法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	主任相談支援員	1601
	相談支援員	1602
	就労支援員	1603
	家計改善支援員	1604
	就労準備支援担当者	1605
生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	主任相談支援員	1606
	相談支援員	1607
	就労支援員	1608
	家計改善支援員	1609
	就労準備支援担当者	1610

生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	主任相談支援員	1611
	相談支援員	1612
	就労支援員	1613
	家計改善支援員	1614
	就労準備支援担当者	1615

社会福祉法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
福祉事務所	査察指導員	1701
	身体障害者福祉司	1702
	知的障害者福祉司	1703
	老人福祉指導主事	1704
	現業員	1705
	家庭児童福祉主事	1706
	家庭相談員	1707
	面接員に相当する職員	1708
	女性相談支援員	1709
	母子・父子自立支援員	1710
	母子・父子自立支援プログラム策定員	1711
	就業支援専門員	1712
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1713
「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1714	
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	1715
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	1716
	相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員	1717

知的障害者福祉法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1801
	心理判定員	1802
	職能判定員	1803
	ケース・ワーカー	1804

法務省設置法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
保護観察所	社会復帰調整官	1901
	保護観察官	1902

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2001
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2002
	職場適応援助者	2003
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	2004
	就業支援担当者	2005
	主任職場定着支援担当者	2006
	生活支援担当職員	2007

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
女性相談支援センター	相談支援員	2101
	心理支援員	2102
	女性相談支援員	2103
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員	2104

刑事収容施設法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
刑事施設	刑務官	2201
	法務教官	2202
	法務技官（心理）	2203
	福祉専門官	2204

少年院法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
少年院	法務教官	2301
	法務技官（心理）	2302
	福祉専門官	2303

少年鑑別所法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
少年鑑別所	法務教官	2401
	法務技官（心理）	2402

更生保護事業法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種	職種コード
更生保護施設	補導に当たる職員	2501
	福祉職員	2502
	薬物専門職員	2503
	訪問支援職員	2504

発達障害者支援法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種	職種コード
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2601
	就労支援を担当する職員	2602

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種	職種コード
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	生活支援員	2701
		サービス管理責任者	2702
	自立訓練を行なう施設	生活支援員	2703
		サービス管理責任者	2704
	就労移行支援を行なう施設	職業指導員	2705
		生活支援員	2706
		就労支援員	2707
		サービス管理責任者	2708
	就労継続支援を行なう施設	職業指導員	2709
		生活支援員	2710
		サービス管理責任者	2711
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	2712
		サービス管理責任者	2713
		相談援助業務に従事する職員	2714
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	2715
		サービス管理責任者	2716
		相談援助業務に従事する職員	2717
	短期入所を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	2718
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	2719
	共同生活援助を行なう施設（共同生活介護であった期間を含む）	相談援助業務に従事する職員	2720
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	2721
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	2722
	障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	2723
一般相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）		相談支援専門員	2724
特定相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）		相談支援専門員	2725
		相談支援員	2726

障害者支援施設	生活支援員	2727
	就労支援員	2728
	サービス管理責任者	2729
地域活動支援センター	指導員	2730
福祉ホーム	管理人	2731
基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	2732

介護保険法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 （注意1） （介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く）	2801

（注意1）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。

職業安定法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	2901
	障害学生等雇用サポーター	2902

その他

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	地域体制整備コーディネーター	3001
	地域移行推進員	3002
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なう施設	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	3003
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	3004
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	3005
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー	3006
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	相談員	3007
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	3008
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	3009
ホームレス自立支援事業を行なう施設	生活相談指導員	3010
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	3011
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	3012
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員 （注意） 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。本課程まで予めお問い合わせください。	3013

現在廃止事業の分野

以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	職種コード
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	3101
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	3102
	管理人	3103
知的障害者援護施設	生活支援員	3104
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	3105